

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第39号

#### 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下この条において「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示並びに削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の細目の表示、追加項等並びに追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>課内室長</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、<u>分権自治推進室</u>、<u>企画総務室</u>、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画推進室、<u>産学金官連携室</u>、雇用政策室、<u>障害者就業支援室</u>、企画調整室、<u>地域農業基盤室</u>、<u>林業・林産振興室</u>、<u>水産振興室</u>、用地室及び高速道路推進室の長を</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>課内室長等</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、<u>市町村振興室</u>、<u>地域生活支援室</u>、<u>地域医療推進室</u>、<u>地球温暖化対策室</u>、<u>環境産業育成室</u>、<u>企画推進室</u>、<u>産学金官連携推進室</u>、<u>機械素材研究所</u>、<u>食品開発研究所</u>、雇用政策室、企画調整室、<u>地域農業基盤室</u>、<u>林産振興室</u>、<u>水産振興室</u>、<u>市場開拓室</u>、<u>地産地消推進室</u>、<u>用地室</u></p>

いう。

(13) 総括補佐 組織規則第16条第6項に規定する課長補佐(同条第7項の規定により課長補佐を2名以上置く場合にあっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

(14) 部長 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等をいう。

(15) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5項の規定により置かれる局又は課の長をいう。

(16) 総合事務所長 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。

(17) 総合事務所内局長 組織規則第156条第4項の規定により置かれる組織規則第22条の表の第2欄に掲げる局の長をいう。

(知事の決裁事項)

第3条 知事の決裁事項は、別表第1から別表第4までの事務処理権限の区分の知事の欄に 印により定めるとおりとする。

(専決事項)

第4条 部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。ただし、部長の専決事項のうち局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する部長の専決事項を局長の専決事項とみなす。

2 部長及び課長の個別の専決事項は、次項に定めるもののほか、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

3 人権局、市場開拓局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

4 庶務集中局の事務に係る部長、局長、課長、総括補佐及び課長補佐等(課長補佐及びこれに相当する職にあるものをいう。以下同じ。)の個別専

及び高速道路推進室の長をいう。

(13) 総括補佐 組織規則第16条第5項に規定する課長補佐(同条第6項の規定により課長補佐を2名以上置く場合にあっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の吏員をいう。

(14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第1項の規定により置かれる部等、局又は課の長をいう。

(知事の決裁事項)

第3条 知事の決裁事項は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の知事の欄に 印により定めるとおりとする。

(専決事項)

第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。ただし、本庁の部長の専決事項のうち人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する本庁の部長の専決事項を人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長の専決事項とみなす。

2 本庁の部長及び課長の個別の専決事項は、次項に定めるもののほか、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

3 人権局、庶務集中局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

決事項は、それぞれ、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第4までに掲げる事項のうち特に必要があると認める事項について、下位の職員に専決させることができる。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、課内室長に専決させることができる。

7 前項の規定により課長が事務を専決させることとした場合は、速やかに内容を知事に報告するものとする。

8 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2から別表第4までの事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

9 第1項の規定にかかわらず、総合事務所長は、同項の共通の専決事項のうち、別表第1の-5(一)(3)イに掲げる事項について、総合事務所内局長に専決させることができる。

10 総合事務所長は、前項の規定により総合事務所内局長に専決させることとしたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

(専決事項が重複している場合の措置)

第5条 別表第1に掲げる専決事項と別表第2から別表第4までに掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2、別表第3又は別表第4によるものとする。

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1から別表第4までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、正当決

4 前3項の規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第3までに掲げる事項のうち特に必要があると認める事項について、下位の職員に専決させることができる。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、本庁の課長は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(本庁の課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、課内室長に専決させることができる。

6 前項の規定により本庁の課長が事務を専決させることとした場合は、速やかに内容を知事に報告するものとする。

7 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

(専決事項が重複している場合の措置)

第5条 別表第1に掲げる専決事項と別表第2及び別表第3に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2及び別表第3によるものとする。

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1及び別表第2から別表第3までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(知事並びに本庁の部長、人権局長、庶務集中局長、水産振興局長及び本庁の課長に係るものに限る。)のう

裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

3 前項の規定により部長、局長及び課長が事務を正当決裁権者の名において決裁させることとしたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項（公文書に関する事務に限る。）のうち特に軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。

5 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事務は、別表第5の種類欄に掲げる種類ごとに委任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定める者の個別の委任決裁事項とする。

（委任決裁事項が重複している場合の措置）

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2から別表第4までに掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2、別表第3又は別表第4によるものとする。

（代決）

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			
2 地方機関	略		
	(3) 総合事務所長	総合事務所内局長	副局長
	略		

2及び3 略

（類推による専決）

第11条 別表第1から別表第5までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

ち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

3 前項の規定により本庁の部長、人権局長、庶務集中局長、水産振興局長及び本庁の課長が事務を正当決裁権者の名において決裁させることとしたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

4 前4項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項（公文書に関する事務に限る。）のうち特に軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。

5 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事務は、別表第4の種類欄に掲げる種類ごとに委任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定める者の個別の委任決裁事項とする。

（委任決裁事項が重複している場合の措置）

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2及び別表第3に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2及び別表第3によるものとする。

（代決）

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める吏員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			
2 地方機関	略		
	(3) 局長を置く地方機関の長	局長	副局長
	略		

2及び3 略

（類推による専決）

第11条 別表第1から別表第4までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。



7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略

四-六 略

七 補助金及び  
会計に  
関する  
事務

1 略
2 会計に関する事務
(一) 地方機関に令達された予算の執行その他地方機関における会計に関する事務
(二) 本行における会計に関する事務
(1) 支出負担行為(地方自治法施行令第160条の2第2号に掲げる経費の義務が確定する前に包掛債を行う支出負担行為を除く。)
イ 1件2,000万円以上のもの
(イ) 部長が別に定めるもの
(ロ) (イ)以外のもの
ロ 1件2,000万円未満のもの
(2) 支出命令(地方自治法施行令第160条の2第2号に掲げる経費の義務が確定する前に包掛債を行う支出負担行為を除く。)
イ 1件1,000万円以上のもの
ロ 1件1,000万円未満のもの
(3) 歳入金の調定
イ 事案確定
ロ イ以外の歳入金の調定
(イ) 負担金、補助金その他これ

10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 略
18 所属職員の見当の受給資格及びその額の認定。ただし、本庁(自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、産業技術センター及び農業大学校を除く。)に所属する職員に係るものを除く。
19 略
20 略

四-六 略

七 補助金及び  
会計に  
関する  
事務

1 略
2 会計に関する事務
(一) 地方機関に令達された予算の執行その他地方機関における会計に関する事務
(二) 本行における会計に関する事務
(1) 支出負担行為(地方自治法施行令第160条の2第2号に掲げる経費の義務が確定する前に包掛債を行う支出負担行為を除く。)
イ 1件2,000万円以上のもの
(イ) 部長が別に定めるもの
(ロ) (イ)以外のもの
ロ 1件2,000万円未満のもの
(2) 支出命令(地方自治法施行令第160条の2第2号に掲げる経費の義務が確定する前に包掛債を行う支出負担行為を除く。)
イ 1件1,000万円以上のもの
ロ 1件1,000万円未満のもの
(3) 歳入金の調定
イ 事案確定
ロ イ以外の歳入金の調定
(イ) 負担金、補助金その他これ



消 防 課	一 消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第38条の規定による消防に関する事柄についての勧告													
		2 同法第38条の規定による消防に関する事柄についての指導及び助言													
		3 同法第42条第2項の規定による非常事態の場合における災害防護の措置に関する協定													
		4 同法第43条の規定による非常事態の場合における災害防護の措置に関する指示													
		5 同法第44条の規定による非常事態の場合における応援出動等の措置に関する指示													
二-二十三 略															
総 務 課	一-八 略														
	九 略														
十	鳥取県政参事会委員の公募及び抽選に関する規則(平成14年鳥取県規則第85号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第1項の規定による公募の告示												日置総合事務所長	
		十一 略													
政 策 法 務 室	一 略														
	二 行政書士法(昭和26年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略													
		2 同法第4条の8第2項及び第4条の9第2項の規定による知事への意見照会に対する回答													
		3 同法第13条の21第7項の規定による裁判所への意見陳述													
		4 同法第14条の規定による行政書士が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は業務の禁止													
	5 略														
	6 略														
7 同法第14条の2第3項の規定による行政書士法人の他の事務所の所在地を管轄する知事への通知															

消 防 課	一 消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第20条の2の規定による消防に関する事柄についての勧告													
		2 同法第20条の2の規定による消防に関する事柄についての指導及び助言													
		3 同法第24条第2項の規定による非常事態の場合における災害防護の措置に関する協定													
		4 同法第24条の2の規定による非常事態の場合における災害防護の措置に関する指示													
		5 同法第24条の3の規定による非常事態の場合における応援出動等の措置に関する指示													
二-二十三 略															
総 務 課	一-八 略														
	九 略														
十	略														
	十一 略														
政 策 法 務 室	一 略														
	二 行政書士法(昭和26年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略													
		2 同法第13条の22第1項の規定による行政書士又は行政書士法人の事務所の立入検査													
	3 同法第14条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は業務の禁止														
	4 略														
	5 略														



8	同去第14条の4第1項の規定による日本行政書士連合会への通知									
9	略									
10	略									

略

6	略									
7	略									

略

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同去第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可								
	2	同去第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理								
	3	同去第13条の規定による私立学校の種類の命令								
	4	同去第22条の8第1項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可								
	5	同去第22条の8の規定による私立の専修学校の名称、位置又は学則の変更等の届出の受理								
	6	同去第22条の11第1項において準用する同去第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理								
	7	同去第22条の11第1項において準用する同去第13条の規定による私立の専修学校の種類の命令								
	8	同去第23条第2項において準用する同去第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止は設置者の変更等の認可								
	9	同去第23条第2項において準用する同去第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理								
	10	同去第23条第2項において準用する同去第13条の規定による私立の各種学校の種類の命令								
	11	同去第24条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請の勧告及び教育の停止命令								
二 私立学校	1	同去第6条の規								




<p>に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>起工の決定  (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。管財課の項の六及び七において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの  イ 建築工事に係るもの  (イ) 営繕費に係る本庁舎等（本庁舎、第二庁舎、議会議場、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があり、工事の性質上地方機関で発注することが適当でないもの。管財課の項六及び七において同じ。）の工事に係るもの  (ロ) (イ)以外のもの</p>				<p>に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>起工の決定  (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。管財課の項の六及び七において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの  イ 建築工事に係るもの  (イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの  (ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの  a 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの  b a以外のもの  (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの  (b) 中部総合事務所  の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p>
-----------------------	--	--	--	--	-----------------------	---	--	--	---------------------------------




(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

西部総合事務所長

2 営繕工事に係る認識の変更  
 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの  
 (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの  
 (2) (1)以外のもの  
 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  
 (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの  
 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの  
 イ 建築工事に係るもの  
 (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの  
 (ロ) (イ)以外のもの

(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

西部総合事務所長

2 営繕工事に係る認識の変更  
 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの  
 (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの  
 (2) (1)以外のもの  
 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  
 (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの  
 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの  
 イ 建築工事に係るもの  
 (イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの  
 (ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの  
 a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  
 b a以外のもの  
 (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの  
 (b) 中部総合事務所  
 (c) 西部総合事務所

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所







	<p>a. 東部 総合事務所及び八頭 総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b. 中部 総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c. 西部 総合事務所及び日野 総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が8,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が8,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎蓋の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>	<p>野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>
--	--	----------------------------	---	--	--	--


務所の  
所管区  
域に  
係る  
もの

3の2 営繕工事に  
係る請負契約の締  
結を随意契約の方  
法によることの決  
定（技術提案型の  
随意契約の場合に  
限る。）  
（一）請負対象設  
計金額が2億円  
以上の工事に係  
るもの  
  
（二）請負対象設  
計金額が2億円  
未満の工事に係  
るもの  
（1）営繕費に  
係る本庁舎等  
の工事に係  
るもの  
（2）（1）以外  
のもの  
イ 東部総合  
事務所及び  
八頭総合事  
務所の所管  
区域に係  
るもの  
ロ 中部総合  
事務所の所  
管区域に係  
るもの  
ハ 西部総合  
事務所及び  
日野総合事  
務所の所管  
区域に係  
るもの

東部総合事務  
所長

中部総合事務  
所長

西部総合事務  
所長

4 営繕工事に係る  
請負契約の締結の  
決定  
（一）請負対象設  
計金額が2億円  
以上の工事に係  
るもの  
（二）請負対象設  
計金額が2億円  
未満の工事に係  
るもの  
（1）建築工事  
に係るもの  
イ 営繕費に  
係る本庁舎  
等の工事に  
係るもの  
ロ イ以外の  
もの

務所の  
所管区  
域に  
係る  
もの

3の2 営繕工事に  
係る請負契約の締  
結を随意契約の方  
法によることの決  
定（技術提案型の  
随意契約の場合に  
限る。）  
（一）請負対象設  
計金額が2億円  
以上の工事に係  
るもの  
（二）請負対象設  
計金額が1億円  
以上2億円未満  
の工事に係  
るもの  
（三）請負対象設  
計金額が1億円  
未満の工事に係  
るもの  
（1）営繕費に  
係る本庁舎及  
び議会棟の工  
事に係  
るもの  
（2）（1）以外  
のもの  
イ 東部総合  
事務所及び  
八頭総合事  
務所の所管  
区域に係  
るもの  
ロ 中部総合  
事務所の所  
管区域に係  
るもの  
ハ 西部総合  
事務所及び  
日野総合事  
務所の所管  
区域に係  
るもの

東部総合事務  
所長

中部総合事務  
所長

西部総合事務  
所長

4 営繕工事に係る  
請負契約の締結の  
決定  
（一）請負対象設  
計金額が2億円  
以上の工事に係  
るもの  
（二）請負対象設  
計金額が2億円  
未満の工事に係  
るもの  
（1）建築工事  
に係るもの  
イ 工事費が  
1億円以上  
の工事に係  
るもの  
ロ 工事費が  
1億未満の  
工事に係  
るもの  
（イ）営繕  
費に係  
る本庁舎及  
び議会棟  
の工事に  
係るもの  
（ロ）（イ）  
以外のも  
の  
a 東部  
総合事  
務所及  
び八頭  
総合事  
務所の  
所管区

東部総合事務  
所長



	<p>額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>				<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
<p>6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部</p>				<p>東部総合事務所</p>	<p>6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部</p>				<p>東部総合事務所</p>

<p>総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>		<p>総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
7 略			7 略			
<p>8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>		<p>8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもので東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもので中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ニ) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもので西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>



	<p>設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 設備工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	<p>設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 設備工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に</p>			<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が1億円以上</p>	

	<p>係るもの</p> <p>□ イ以外のもの</p>					<p>の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が1億未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
	<p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p>		—	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>					
	<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区</p>			<p>東部総合事務所長</p>		<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区</p>			<p>東部総合事務所長</p>



<p>域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p>	
<p>域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が1億未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	



	<p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>西部総合事務所長</p>		<p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>西部総合事務所長</p>
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>		<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>

事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							所長
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東沼総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中沼総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
7 略							
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東沼総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中沼総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西沼総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>							東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
9 略							
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督命令</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東沼総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中沼総合事務所に係るもの</p>							東沼総合事務所長 中沼総合事務所長
事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							所長
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東沼総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中沼総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
7 略							
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東沼総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中沼総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西沼総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>							東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
9 略							
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督命令</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東沼総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中沼総合事務所に係るもの</p>							東沼総合事務所長 中沼総合事務所長

		(3) 西沼総合事務所及び日野総合事務所に係るもの		西沼総合事務所長		(3) 西沼総合事務所及び日野総合事務所に係るもの		西沼総合事務所長
11	同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西沼総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西沼総合事務所長</p>		<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の</p>		<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西沼総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西沼総合事務所長</p>

所管区域に係るもの								
<p>12 同規則第36条第7項 第37条第4段 第39条第5項 第40条第4段及び第40条の2第31項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工事に係るもの</p>			<p>12 同規則第36条第7項 第37条第4段 第39条第5項 第40条第4段及び第40条の2第31項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工事に係るもの</p> <p>a 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>b 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(a) 當總費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(b) (a)以外のも</p> <p>— 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>					<p>— 東部総合事務所長</p>



総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

(ロ) 設備  
工事に係  
るもの

a 請負  
対象設  
計金額  
が6,000  
万円以  
上の工  
事に係  
るもの

b 請負  
対象設  
計金額  
が6,000  
万円未  
満の工  
事に係  
るもの

(a) 営繕  
に係  
る本  
庁舎  
等  
の工  
事に  
係  
るもの

(b) (a)  
以外  
のもの

東  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
及  
び  
八  
頭  
総  
合  
事  
務  
所  
の  
所  
管  
区  
域  
に  
係  
る  
もの

中  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
の  
所  
管  
区  
域  
に  
係  
る  
もの

東  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
長

中  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
長

(ロ) 設備  
工事に係  
るもの

a 請負  
対象設  
計金額  
が2,000  
万円以  
上の工  
事に係  
るもの

b 請負  
対象設  
計金額  
が2,000  
万円未  
満の工  
事に係  
るもの

(a) 営繕  
に係  
る本  
庁舎  
及  
び  
議  
会  
棟  
の工  
事に  
係  
るもの

(b) (a)  
以外  
のもの

東  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
及  
び  
八  
頭  
総  
合  
事  
務  
所  
の  
所  
管  
区  
域  
に  
係  
る  
もの

中  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
の  
所  
管  
区  
域  
に  
係  
る  
もの

東  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
長

中  
部  
総  
合  
事  
務  
所  
長



<p>西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金の変更</p>		<p>西部総合事務所 所長</p>
<p>13 略</p>		
<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p>		

<p>西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金の変更</p>		<p>西部総合事務所 所長</p>
<p>13 略</p>		
<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に</p>		<p>東部総合事務所 所長</p>